## 議案第 100 号

伊賀市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資 産税の特例に関する条例の一部改正について

伊賀市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和6年9月3日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の 特例に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例(令和3年伊賀市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条中「法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)第1条第1号イに規定する期間」に、「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に、「公示日以後」を「法第2条第2項の規定による公示の日以後」に改める。

第4条第1項中「規則で定める申請書その他関係書類により」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。